療養費支給の要件と提出書類について

療養の給付が困難であると保険者が認めたとき

- 1. 出先での急病等で、やむを得ず保険証を持参できずに自費で診療(調剤)を受けたとき
- 2. 資格取得手続きが遅れ、保険証の交付を受ける前に自費で診療(調剤)を受けたとき
- 3. 以前に加入していた保険者(国保・協会けんぽ・組合管掌等)の資格で診療(調剤)を受け、以前の保険者に医療費を返還したとき

【提出書類】※受診者毎に暦月単位で申請書が必要となりますので、ご注意ください

【1】または【2】のとき (傷病の原因が第三者の行為による時は、当組合業務課までご連絡ください)

- 療養費支給申請書
- 診療 (調剤) 報酬明細書 [レセプト] (原本) …… 医療機関等で発行されます
- 領収書(原本) …… 医療機関等で発行されます

【3】のとき(以前の保険者へ医療費を返還後、当組合に申請してください)

- 療養費支給申請書
- 診療(調剤)報酬明細書[レセプト](原本) …… 以前の保険者で発行されます
- 以前の保険者に医療費を返還した領収書(原本) …… 以前の保険者で発行されます

海外で病気等になり、やむを得ず現地の医療機関で診療を受けたとき

【提出書類】※申請に必要な用紙を国内住所に送付いたしますので、当組合業務課までご連絡ください

- 療養費支給申請書
- 医科の申請は診療内容明細書(様式A)/歯科の申請は歯科診療内容明細書(様式C)
- 領収明細書(様式B)
- 現地で支払った領収書(原本)
- 海外渡航の事実が確認できるパスポート、航空券等の写し
- 調査に関わる同意書
- ※ 外国語で記載された書類については、日本語の翻訳文を添付し、翻訳者の住所・氏名を明記してください

大阪府建築健康保険組合